

京都市高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、言葉又は習慣等が異なるために福祉又は保健等のサービスの利用が困難な外国籍市民等（以下「外国籍市民等」という。）の日常生活における不安や悩みの解消を図るため、外国籍市民等を対象とした訪問・支援活動等により、福祉サービスの利用支援等を行う京都外国人高齢者・障害者生活支援ネットワーク・モアに対して助成金を交付するに当たり、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国籍市民等 本市の区域内に居住する次のいずれかに該当し、言葉又は習慣等が異なるために福祉又は保健等のサービスの利用が困難な高齢者又は障害のある者
 - ア 住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民
 - イ 国籍法の規定により帰化し、日本国籍を取得している者
 - ウ その他日本国籍を有するが、日本語でのコミュニケーション等に支障がある者
- (2) 支援員 日本語以外の言語の使用が可能な者等で、次に掲げる支援を行う者
 - ア 外国籍市民等の居宅等を訪問し、福祉に関する相談に応じ、適切な助言を行うこと
 - イ 外国籍市民等が援助を必要とするときに、適切な専門機関へ連絡をとる等、必要な支援を行うこと

(交付の対象)

第3条 助成金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 支援員の募集及び登録
 - (2) 支援員に対する研修
 - (3) 福祉又は保健等のサービスの利用に係る電話及び来所による相談への対応
 - (4) 外国籍市民等の居宅等への支援員の派遣に係る調整
 - (5) 前条第2号に掲げる支援員の活動
- 2 助成金は、前項各号に定める事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものであって、市長が適当と認めるものについて交付する。
- (1) 事務費
 - (2) 報酬費
 - (3) 旅費交通費
 - (4) 賃借料

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、前条に定める経費のうち市長が必要と認める額とする。

(交付の申請)

第5条 条例第9条の規定による申請は、京都市高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成金交付申請書（第1号様式）によって、事業開始までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 歳入歳出予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(標準処理期間)

第6条 市長は、条例第9条による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(事業完了の届出)

第7条 条例第18条の規定による実績報告は、京都市高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成金実績報告書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 歳入歳出決算書

(補助金の概算払)

第8条 この要綱に定める助成金は、条例第21条第2項の規定により、概算払の方法により交付することができるものとする。

(補則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所轄部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の京都市高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成金交付要綱（以下「旧京都市高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成金交付要綱」という。）に基づき、平成22年3月31日までに交付決定を行った補助金については、旧京都市高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成金交付要綱の規定は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

京都市高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成金交付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
主たる事務所の所在地	名称及び代表者名 電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により助成金の交付を申請します。	
申請額	円
事業の概要	
事業の実施区域及び場所	

注 この申請書には次に掲げる書類を添付してください。

- 1 申請年度における事業実施計画書
- 2 申請年度における歳入歳出予算書

第2号様式（第7条関係）

京都市高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成金実績報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
主たる事務所の所在地	名称及び代表者名 電話 ー

平成 年 月 日付第 号で交付決定のあった上記補助金に係る事業について、京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により下記のとおり実績を報告します。	
交付決定額	円
事業完了年月日	平成 年 月 日
実施概要	
事業の実施区域及び場所	

注 この申請書には次に掲げる書類を添付してください。

- 1 申請年度における事業実績報告書
- 2 申請年度における歳入歳出決算書